

Substance Source追加条件

最終更新日：2020年8月13日以前のすべてのバージョンを置き換えます。

本追加条件は、お客様によるSubstance Sourceの使用に適用され、www.adobe.com/go/terms_jpに掲載されているアドビ基本利用条件（以下「アドビ基本利用条件」という）に組み込まれます（以下、本追加条件とアドビ基本利用条件を総称して「本条件」という）。本追加条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件に定義されるものと同じ意味を有します。本追加条件において、「本サービス」という用語は Substance Sourceサービスを指します。

1. 定義

1.1 「組み込み作品」とは、Substance Sourceアセットを修正せずに組み込んだ、著作権に該当する新しい作品を意味します。

1.2 「変更作品」とは、Substance Sourceアセットを少なくとも部分的に変更して作成された、著作権に該当する新しい作品を意味します。

1.3 「住所」とは、注文書に記載されているエンドユーザーの物理的な住所を意味します（該当する場合、販売店と取り交わされたエンドユーザー文書に記載されている物理的な住所を含みます）。

1.4 「Substance Sourceアセット」とは、アドビがSubstance Sourceオファリングを通じてお客様に提供する素材であり、Substance 3D Webサイト（現在は、<https://source.substance3d.com>）またはその後継WebサイトのSubstance Sourceエリアにあります。

1.5 「ユーザー」とは、Substance Sourceを使用またはそれにアクセスできる個人を意味します。

2. ライセンス

2.1 ライセンスマトリック Substance Sourceアセットのライセンスは、住所ごと、またはユーザーごとに取得できます。Substanceはユーザーごとにライセンス許諾され、Source Unlimitedは住所ごとにライセンス許諾されます。Adobe Admin Consoleには、購入済みのオファリングの種類に加え、第2.2条（ライセンス許諾）の規定に従ってアドビがライセンス許諾したSubstance Sourceアセットの数（以下「許可された数」という）が表示されます。

2.2 ライセンス許諾 本条件ならびに第3条（制約事項）に定める制約事項および制限の遵守を条件に、許可された数を上限として、アドビは、以下をおこなうための全世界的、非独占的、永続的なライセンスをお客様に許諾します。

- (A) Substance Sourceアセットの使用、コピー、および変更
- (B) 変更作品または組み込み作品の形式でのみ、Substance Sourceアセットに基づいて派生作品を作成すること

- (C) 変更作品に変更した、または組み込み作品に組み込んだ形でのみ、Substance Sourceアセットをコピー、公開展示、公開実演、および頒布すること
- (D) 複数レベルの頒布によって、変更作品または組み込み作品の権利をサブライセンスすること

3. 制約事項.

3.1 お客様によるSubstance Sourceアセットの使用には、以下のライセンス制約事項が適用されます。お客様は、以下をおこなうことはできません。

- (A) (1) 変更作品への変更、または (2) 組み込み作品への組み込みがおこなわれていないSubstance Sourceアセットを公開展示、公開実演、頒布、またはサブライセンスすること
- (B) 第三者がSubstance Sourceアセットを独立して使用、ダウンロード、抽出、またはアクセスできるような方法でSubstance Sourceアセットを使用すること
- (C) Substance Sourceアセットに関して、知的財産権をはじめとする個人や団体の権利を侵害する行為をおこなうこと（例えば、Substance Sourceアセットの原作者の著作者人格権や、Substance Sourceアセットに登場する個人の権利、登場する物品の所有者の権利など）
- (D) Substance Sourceアセットを商標、ロゴ、またはサービスマークに組み込むこと
- (E) Substance Sourceアセットをポルノ、誹謗中傷、その他の違法な方法で使用すること
- (F) Substance Source（サーバー、接続されたネットワーク、Substance Sourceアセットを含む）を妨害または破壊する活動に関与すること

疑義を避けるために付記すると、Substance Sourceアセットの変更されていない独立したコピーを公開表示、公開実演、頒布、またはサブライセンスすることはできません。

4. プライバシーポリシー. Substance Sourceに関連したプライバシーポリシーについては、

<https://www.substance3d.com/legal/privacy-policy/>を参照してください。

5. 終了の効果. 上記の第2条（ライセンス）で許諾されたライセンスに基づいて、サブスクリプションの終了前にダウンロードおよび支払いが完了したSubstance Sourceアセットは終了後も使用でき、かかる状況で使用されるSubstance Sourceアセットには引き続き本条件が適用されます。サブスクリプションの終了後、アドビはお客様がダウンロードしたSubstance Sourceアセットを利用できるように維持する作業はおこないません。お客様の本条件違反を理由として、アドビがお客様のSubstance Sourceアセットの使用権を終了した場合、お客様は変更作品に変更されたまたは組み込み作品に組み込まれた状態のSubstance Sourceアセットのすべての使用、頒布、またはサブライセンスを停止するとともに、所有しているすべてのSubstance Sourceアセットを削除する必要があります。

6. 所有権. Substance Sourceアセットのすべての権利、権原、所有権はアドビに帰属します。

Substance_Terms-ja_JP-20200813